

令和 6 年 2 月 19 日

令和 6 年広島県議会 2 月定例会追加議案 (その 3)

広 島 県

令和6年広島県議会2月定例会追加議案目次（その3）

追県第1号	令和5年度広島県一般会計補正予算（第4号）	1
追県第2号	令和5年度広島県証紙等特別会計補正予算（第1号）	23
追県第3号	令和5年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第1号）	26
追県第4号	令和5年度広島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	29
追県第5号	令和5年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	32
追県第6号	令和5年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）	35
追県第7号	令和5年度広島県水産振興資金特別会計補正予算（第1号）	38
追県第8号	令和5年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第2号）	41
追県第9号	令和5年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第4号）	45
追県第10号	令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）	50
追県第11号	令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第2号）	55
追県第12号	令和5年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）	58
追県第13号	令和5年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）	60
追県第14号	令和5年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	62

追県第 1号議案

令和 5 年度広島県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度広島県一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 69,049,271千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,141,144,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県税		341,743,020	△ 21,681,020	320,062,000
	1 県民税	99,019,000	493,000	99,512,000
	2 事業税	100,744,000	△ 622,000	100,122,000
	3 地方消費税	70,507,000	△ 20,700,000	49,807,000
	4 不動産取得税	8,424,000	△ 958,000	7,466,000
	5 県たばこ税	3,032,000	40,000	3,072,000
	6 ゴルフ場利用税	732,000	15,000	747,000
	7 軽油引取税	22,860,000	△ 363,000	22,497,000
	8 自動車税	35,735,000	355,000	36,090,000
	11 産業廃棄物埋立税	657,000	△ 65,000	592,000
	12 旧法による税	4,020	123,980	128,000
2 地方消費税清算金		140,709,000	△ 1,947,000	138,762,000
	1 地方消費税清算金	140,709,000	△ 1,947,000	138,762,000
3 地方譲与税		52,231,188	3,886,000	56,117,188
	1 特別法人事業譲与税	48,893,000	3,886,000	52,779,000
4 地方特例交付金		1,580,000	△ 14,629	1,565,371
	1 地方特例交付金	1,580,000	△ 14,629	1,565,371
5 地方交付税		188,808,000	9,710,730	198,518,730
	1 地方交付税	188,808,000	9,710,730	198,518,730

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 交通安全対策特別交付金		500,000	△ 150,000	350,000
	1 交通安全対策特別交付金	500,000	△ 150,000	350,000
7 分担金及び負担金		8,100,935	2,159,424	10,260,359
	1 分担金	589,057	△ 10,946	578,111
	2 負担金	7,511,878	2,170,370	9,682,248
8 使用料及び手数料		9,146,309	△ 23,544	9,122,765
	1 使用料	5,602,002	△ 24,232	5,577,770
	2 手数料	3,544,307	688	3,544,995
9 国庫支出金		183,139,263	△ 32,404,726	150,734,537
	1 国庫負担金	75,625,206	△ 8,459,479	67,165,727
	2 国庫補助金	105,401,150	△ 23,659,251	81,741,899
	3 委託金	2,112,907	△ 285,996	1,826,911
10 財産収入		1,242,250	△ 90,878	1,151,372
	1 財産運用収入	935,788	△ 28,055	907,733
	2 財産売払収入	306,462	△ 62,823	243,639
11 寄附金		113,368	1,022,893	1,136,261
	1 寄附金	113,368	1,022,893	1,136,261
12 繰入金		65,632,209	△ 16,394,441	49,237,768
	1 特別会計繰入金	219,605	△ 15,103	204,502
	2 基金繰入金	65,412,604	△ 16,379,338	49,033,266
14 諸収入		111,127,218	△ 5,323,729	105,803,489

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金、加算金及び過料等	446,805	77,386	524,191
	2 県預金利子	2,182	△ 532	1,650
	3 貸付金元利収入	94,670,606	△ 7,857,765	86,812,841
	4 受託事業収入	2,432,242	△ 209,275	2,222,967
	5 収益事業収入	4,737,070	△ 1,032,493	3,704,577
	7 雑入	8,838,312	3,698,950	12,537,262
15 県債		96,712,800	△ 7,798,351	88,914,449
	1 県債	96,712,800	△ 7,798,351	88,914,449
歳 入 合 計		1,210,194,196	△ 69,049,271	1,141,144,925

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,137,946	△ 16,661	2,121,285
	1 議会費	2,137,946	△ 16,661	2,121,285
2 総務費		62,503,243	4,566,858	67,070,101
	1 総務管理費	31,757,027	6,430,170	38,187,197
	2 企画費	8,475,712	△ 402,696	8,073,016
	3 地域振興費	7,633,567	△ 475,150	7,158,417
	4 徴税費	9,003,036	△ 178,363	8,824,673
	5 選挙費	976,437	△ 405,144	571,293
	6 防災費	3,672,925	△ 354,271	3,318,654
	7 統計調査費	559,301	△ 46,204	513,097
	8 人事委員会費	204,988	△ 283	204,705
	9 監査委員費	220,250	△ 1,201	219,049
3 民生費		146,153,767	26,343	146,180,110
	1 社会福祉費	108,482,845	1,856,633	110,339,478
	2 児童福祉費	37,258,513	△ 1,818,823	35,439,690
	4 災害救助費	107,572	△ 11,467	96,105
4 衛生費		140,263,337	△ 32,675,547	107,587,790
	1 公衆衛生費	89,248,917	△ 16,852,323	72,396,594
	2 環境衛生費	4,091,237	1,411,138	5,502,375

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境保全費	4,651,079	△ 502,832	4,148,247
	4 保健所費	1,890,531	17,154	1,907,685
	5 医薬費	37,986,775	△ 16,957,925	21,028,850
	6 病院費	2,394,798	209,241	2,604,039
5 労働費		3,884,220	△ 532,092	3,352,128
	1 労政費	393,434	△ 19,068	374,366
	2 職業訓練費	2,127,818	△ 179,238	1,948,580
	3 雇用対策費	1,209,409	△ 330,046	879,363
	4 労働委員会費	153,559	△ 3,740	149,819
6 農林水産業費		35,595,045	△ 2,107,675	33,487,370
	1 農業費	7,793,306	△ 319,181	7,474,125
	2 畜産業費	4,058,466	△ 1,455,601	2,602,865
	3 水産業費	2,845,683	△ 70,105	2,775,578
	4 農地費	10,377,767	△ 374,770	10,002,997
	5 林業費	10,519,823	111,982	10,631,805
7 商工費		127,330,555	△ 8,638,426	118,692,129
	1 商業費	3,150,521	262,241	3,412,762
	2 工鉱業費	121,716,742	△ 8,859,478	112,857,264
	3 観光費	2,463,292	△ 41,189	2,422,103
8 土木費		115,309,032	2,016,160	117,325,192
	1 土木管理費	7,822,921	△ 124,517	7,698,404

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	49,305,377	△ 202,642	49,102,735
	3 河川海岸費	36,370,403	406,145	36,776,548
	4 港湾費	11,200,982	2,480,427	13,681,409
	5 都市計画費	8,554,435	△ 565,794	7,988,641
	6 住宅費	1,024,908	△ 2,469	1,022,439
	7 空港費	1,030,006	25,010	1,055,016
	9 警察費		66,251,335	△ 1,652,395
	1 警察管理費	60,996,252	△ 1,434,258	59,561,994
	2 警察活動費	5,255,083	△ 218,137	5,036,946
	10 教育費	186,602,450	△ 4,323,970	182,278,480
	1 教育総務費	30,563,429	1,126,336	31,689,765
	2 小学校費	53,742,744	△ 1,449,157	52,293,587
	3 中学校費	30,625,742	△ 1,116,190	29,509,552
	4 高等学校費	47,902,691	△ 2,465,609	45,437,082
	5 特別支援学校費	16,713,938	△ 396,241	16,317,697
	6 大学費	4,957,637	△ 8,701	4,948,936
	7 社会教育費	1,686,291	△ 19,800	1,666,491
	8 保健体育費	409,978	5,392	415,370
	11 災害復旧費		19,106,426	△ 8,873,687
	1 農林水産施設災害復旧費	4,661,652	△ 3,331,871	1,329,781
	2 土木施設災害復旧費	14,384,574	△ 5,501,274	8,883,300

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 公共施設災害復旧費	40,200	△ 20,542	19,658
	4 教育施設災害復旧費	20,000	△ 20,000	0
12 公債費		147,030,823	△ 1,605,728	145,425,095
	1 公債費	147,030,823	△ 1,605,728	145,425,095
13 諸支出金		157,026,017	△ 14,632,451	142,393,566
	1 地方消費税清算金	61,371,000	△ 9,634,000	51,737,000
	2 個人県民税所得割交付金	220,000	3,855	223,855
	3 利子割交付金	198,000	△ 6,340	191,660
	4 配当割交付金	2,908,000	△ 435,548	2,472,452
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,754,000	968,906	2,722,906
	6 法人事業税交付金	7,200,000	△ 69,000	7,131,000
	7 地方消費税交付金	76,115,000	△ 6,146,000	69,969,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	513,000	14,000	527,000
	9 自動車取得税交付金	15	125,676	125,691
	10 環境性能割交付金	1,380,000	214,000	1,594,000
	11 軽油引取税交付金	5,367,000	332,000	5,699,000
14 予備費		1,000,000	△ 600,000	400,000
	1 予備費	1,000,000	△ 600,000	400,000
歳 出 合 計		1,210,194,196	△ 69,049,271	1,141,144,925

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費			549,930	1,260,640
	1 総務管理費		0	54,262
		文書館運営費	0	1,056
		庁舎等整備・補修費	0	53,206
	2 企画費		0	64,193
		文化振興対策費	0	12,536
		美術館・縮景園管理運営費	0	51,657
	3 地域振興費		549,930	1,142,185
		地籍調査費	0	68,171
		都市圏魅力創造戦略推進事業費	0	79,728
		サッカースタジアム等整備事業費	0	239,084
		体育施設管理費	0	205,272
3 民生費			0	3,571,893
	1 社会福祉費		0	3,539,193
		障害者社会参加推進費	0	40,859
		障害者自立支援推進事業費	0	386,755
		介護保険推進事業費	0	736,929

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		福祉人材確保対策費	0	1,002,667
		身体障害者福祉諸費	0	12,100
		社会福祉施設整備費補助金	0	1,336,883
		大規模社会福祉施設整備費	0	23,000
	2 児童福祉費		0	32,700
		保育対策推進費	0	32,400
		児童施設対策費	0	300
4 衛生費			61,454	4,147,526
	1 公衆衛生費		0	202,612
		健康福祉センター運営費	0	100,000
		先天性代謝異常等検査費	0	64,201
		原爆被爆者関係施設整備費	0	38,411
	2 環境衛生費		0	2,249,505
		水道施設対策費	0	2,249,505
	3 環境保全費		61,454	356,164
		自然公園等施設整備・維持修繕費	61,454	356,164
	5 医薬費		0	1,339,245
		地域医療対策推進費	0	1,196,453
看護職員確保対策推進費		0	142,792	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6 農林水産業費			1,085,753	12,384,757
	1 農業費		0	158,987
		総合維持修繕費	0	24,117
		農林水産物等販売促進対策費	0	14,848
		新規就農等対策費	0	14,688
		園芸産地構造改革推進事業費	0	105,334
	2 畜産業費		0	1,422,888
		畜産振興対策費	0	1,408,000
		畜産経営改善対策費	0	14,888
	3 水産業費		393,463	1,491,427
		栽培漁業振興対策事業費	0	90,985
		広島かき振興対策事業費	0	80,000
		漁港維持修繕費	0	46,452
		漁港改良費	41,304	190,015
		漁港改修費	89,000	459,003
		漁業集落環境整備費	42,659	87,216
		漁港海岸保全施設整備費	220,500	302,855
		港整備交付金	0	234,901
	4 農地費		567,550	4,995,877

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		農業農村整備調査費	0	160,444
		農村基盤整備推進事業費	0	351,234
		かんがい排水事業費	0	164,850
		基幹水利施設補修事業費	0	203,536
		圃場整備事業費	479,430	1,578,502
		農道整備事業費	0	452,566
		畑地帯総合整備事業費	0	10,542
		農業集落排水事業費	0	11,012
		基盤整備促進事業費	0	414,805
		受託工事費（農村整備）	0	5,489
		海岸保全施設等維持補修費	0	83,907
		海岸保全施設整備事業費	0	27,300
		溜池等整備事業費	88,120	1,531,690
	5 林業費		124,740	4,315,578
		緑化推進事業費	0	43,647
		林道整備事業費	0	7,809
		育成林整備事業費	0	724,730
		森林居住環境整備事業費	0	517,822
		林業・木材産業等競争力強化対策事業費	0	292,071

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		治山施設維持修繕費	0	234,356
		小規模崩壊地復旧事業費	0	305,495
		山地治山事業費	124,740	1,601,658
		治山激甚災害対策特別緊急事業費	0	587,990
7 商工費			3,299,877	3,513,835
	2 工鉱業費		2,498,243	2,690,101
		特別高圧電力価格高騰対策支援事業費	742,500	826,500
		液化石油ガス価格高騰対策支援事業費	1,076,000	1,158,000
		イノベーション創出促進費	0	21,670
		産業技術振興対策費	0	4,188
	3 観光費		0	22,100
		観光客誘致促進費	0	22,100
8 土木費			14,348,294	63,866,281
	1 土木管理費		0	1,568,825
		総合維持修繕費	0	350,000
		建築物耐震化促進事業費	0	17,447
		市街地再開発事業費	0	672,370
		優良建築物等整備事業費	0	78,008
		水道用水供給事業出資金	0	451,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	2 道路橋梁費		5,818,280	24,952,598
		道路改修費	0	1,905,480
		交通安全施設費（単独）	0	74,571
		道路災害防除費	1,906,472	5,472,993
		除雪費	0	176,900
		交通安全施設費（補助）	923,517	1,663,818
		道路改良費（単独）	0	4,106,307
		道路改修計画調査費	0	54,200
		道路改良関連事業費	0	2,000
		市町交付金（改良）	0	22,425
		道路改良費（補助）	2,988,291	11,473,904
	3 河川海岸費		6,865,522	25,564,587
		河道浚渫費	0	1,184,863
		護岸等修繕費	0	910,664
		河川改良費	0	1,731,782
		河川改修費	1,072,315	4,629,445
		都市小河川改修費	6,000	33,000
		高潮対策費（河川）	262,500	400,848
		河川情報基盤緊急整備事業	0	140,700

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		河川災害関連事業費	367,500	472,500
		堰堤改良事業費	356,850	509,917
		特定都市河川浸水被害対策推進事業費	17,500	25,000
		市町土木工事受託費（河川）	0	438,447
		砂防施設維持修繕費	0	384,963
		地すべり防止施設維持修繕費	0	2,935
		急傾斜地維持修繕費	0	57,148
		通常砂防費（単独）	0	301,495
		急傾斜地崩壊対策事業費（単独）	0	259,653
		通常砂防費（補助）	1,761,900	6,340,737
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	530,858	2,693,483
		砂防激甚災害対策特別事業費	1,648,500	3,108,000
		市町土木工事受託費（砂防）	0	14,130
		海岸保全施設維持修繕費	0	69,662
		高潮対策費（海岸）	84,000	166,212
		港湾海岸保全施設費	313,800	1,245,204
	4 港湾費		1,338,333	6,804,903
		港湾維持修繕費	0	633,235
		港湾補修費	29,000	617,801

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		港湾改良費	0	1,092,326
		港湾改修費	877,666	2,580,441
		港湾環境整備事業費	328,667	467,600
		港整備交付金事業費	103,000	1,106,500
		市町土木工事受託費（港湾）	0	307,000
	5 都市計画費		284,339	4,890,942
		都市計画推進費	0	69,299
		街路事業費（単独）	0	130,353
		街路事業費（補助）	174,738	4,273,211
		公園維持修繕費	0	43,478
		公園事業費（単独）	0	34,000
		公園事業費（補助）	0	231,000
		7 空港費		41,820
		空港振興事業費	0	40,306
		広島ヘリポート維持修繕費	0	2,300
9 警察費			0	25,090
	1 警察管理費		0	25,090
		交番・駐在所整備事業	0	25,090
10 教育費			0	1,305,602

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	1 教育総務費		0	691,519
		学校教育指導費	0	636,769
		私学振興補助金	0	54,750
	4 高等学校費		0	199,700
		学校改修整備費	0	163,400
		学校維持修繕費	0	36,300
	5 特別支援学校費		0	388,100
		学校改修整備費	0	221,600
		学校維持修繕費	0	166,500
	7 社会教育費		0	20,283
		文化財保存事業費補助金	0	16,945
		図書館費	0	3,338
	8 保健体育費		0	6,000
学校保健体育費		0	6,000	
11 災害復旧費			3,232,012	7,673,865
	1 農林水産施設災害復旧費		0	1,289,057
		過年発生災害農業施設復旧費	0	821,268
		現年発生災害農業施設復旧費	0	419,666
		過年発生災害林道復旧費	0	27,223

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		現年発生災害林道復旧費	0	20,900
	2 土木施設災害復旧費		3,232,012	6,371,608
		現年発生災害土木施設復旧費（単独）	0	38,717
		過年発生災害土木施設復旧費	3,016,041	5,581,491
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	215,971	751,400
	3 公共施設災害復旧費		0	13,200
		現年発生災害公園施設復旧費	0	13,200
合 計			22,782,830	97,954,999

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	34,206,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	34,901,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	5,094,600	同上	同上	同上	2,853,100	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	311,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	183,300	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,844,500	同上	同上	同上	1,495,700	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	1,549,200	同上	同上	同上	1,370,700	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	28,700	同上	同上	同上	2,400	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	4,314,800	同上	同上	同上	2,915,300	同上	同上	同上
都市圏魅力創造戦略推進事業	200,000	同上	同上	同上	150,000	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	18,900	同上	同上	同上	18,900	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	327,100	同上	同上	同上	259,300	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	379,100	証書借入及び証券発行	同上	同上	339,300	同上	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		(他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。						
医療施設整備事業	177,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	177,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県立広島大学整備事業	347,300	同	上	同上	同	上	同上	同
高等技術専門学校整備事業	900	同	上	同上	同	上	同上	同
漁港改良事業	95,200	同	上	同上	同	上	同上	同
広島高速道路公社出資	325,000	同	上	同上	同	上	同上	同
都市生活環境整備特別対策事業	53,600	同	上	同上	同	上	同上	同
					40,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
港湾改良事業	1,190,900	同	上	同上	同	上	同上	同
					899,000	同	上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交番・駐在所庁舎建設事業	162,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	121,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
交通安全施設整備事業	1,103,000	同上	同上	同上	956,000	同上	同上	同上
警察施設整備事業	803,600	同上	同上	同上	599,900	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	15,900	同上	同上	同上	3,700	同上	同上	同上
公園整備事業	55,200	同上	同上	同上	35,300	同上	同上	同上
広島かき振興対策事業	73,800	同上	同上	同上	73,800	同上	同上	同上
防災対策事業	16,596,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同上	16,340,500	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	10,662,500	同上	同上	同上	9,560,400	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	2,704,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	2,336,900	同上	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業出資	770,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	1,079,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
広島高速道路公社特別転貸	325,000	同上	同上	同上	0			
災害援護資金貸付事業	400	同上	0	同上	400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	0	借入先の融資条件の定めるところによる。
臨時財政対策	12,975,000	同上	8.5以内	同上	11,820,549	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	同上
合計	96,712,800				88,914,449			

追県第 2号議案

令和 5 年度広島県証紙等特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度広島県証紙等特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 358,831千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,161,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 証紙代金収納計器収入		2,778,020	358,831	3,136,851
	1 証紙代金収納計器収入	2,778,019	318,466	3,096,485
	2 繰越金	1	40,365	40,366
歳 入 合 計		2,803,020	358,831	3,161,851

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 証紙代金収納計器繰出金		2,778,020	358,831	3,136,851
	1 証紙代金収納計器繰出金	2,778,020	358,831	3,136,851
歳 出 合 計		2,803,020	358,831	3,161,851

追県第 3号議案

令和 5 年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 666,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費収入		623,408	43,421	666,829
	1 繰越金	1	10,921	10,922
	2 諸収入	623,407	32,500	655,907
歳 入 合 計		623,408	43,421	666,829

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		623,408	43,421	666,829
	1 用品調達費	421,355	43,421	464,776
歳 出 合 計		623,408	43,421	666,829

追第 4号議案

令和 5 年度広島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度広島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,556,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 289,512,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理収入		291,068,423	△ 1,556,322	289,512,101
	1 財産収入	829,768	△ 117,768	712,000
	2 繰入金	206,549,655	△ 1,438,554	205,111,101
歳 入 合 計		291,068,423	△ 1,556,322	289,512,101

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理費		291,068,423	△ 1,556,322	289,512,101
	1 公債管理費	291,068,423	△ 1,556,322	289,512,101
歳 出 合 計		291,068,423	△ 1,556,322	289,512,101

追県第 5号議案

令和 5 年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,217,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237,077,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費収入		229,859,983	7,217,662	237,077,645
	2 国庫支出金	62,437,832	2,521,681	64,959,513
	3 前期高齢者交付金	81,665,750	119,108	81,784,858
	4 共同事業交付金	429,796	△ 68,667	361,129
	5 財産収入	104	52	156
	6 繰入金	14,920,296	902,501	15,822,797
	7 繰越金	2,486,796	3,326,571	5,813,367
	8 諸収入	0	416,416	416,416
歳 入 合 計		229,859,983	7,217,662	237,077,645

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		229,859,983	7,217,662	237,077,645
	1 総務費	11,373	△ 323	11,050
	2 国民健康保険運営費	229,080,434	6,136,346	235,216,780
	3 保健事業費	175,000	△ 8,763	166,237
	4 基金積立金	104	52	156
	5 諸支出金	39,972	1,579,655	1,619,627
	6 予備費	553,100	△ 553,100	0
	7 繰出金	0	63,795	63,795
歳 出 合 計		229,859,983	7,217,662	237,077,645

追県第 6号議案

令和 5 年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 332,725千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 518,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金収入		851,436	△ 332,725	518,711
	2 繰越金	11,821	△ 3,449	8,372
	3 諸収入	815,978	△ 329,276	486,702
歳 入 合 計		851,436	△ 332,725	518,711

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金		851,436	△ 332,725	518,711
	2 諸支出金	827,800	△ 332,725	495,075
歳 出 合 計		851,436	△ 332,725	518,711

追県第 7号議案

令和 5 年度広島県水産振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度広島県水産振興資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,049千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		1,247	△ 1,049	198
	2 繰越金	1,244	△ 1,049	195
歳 入 合 計		1,247	△ 1,049	198

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金		1,247	△ 1,049	198
	1 沿岸漁業改善資金	1,247	△ 1,049	198
歳 出 合 計		1,247	△ 1,049	198

追県第 8号議案

令和 5 年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,074千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 625,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		623,416	2,074	625,490
	1 国庫支出金	61,251	90,464	151,715
	2 財産収入	356,826	△ 117,290	239,536
	3 繰入金	120,062	△ 1,846	118,216
	4 繰越金	82,488	8,828	91,316
	5 諸収入	2,789	21,918	24,707
歳 入 合 計		623,416	2,074	625,490

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		623,416	2,074	625,490
	1 県営林事業費	623,416	2,074	625,490
歳 出 合 計		623,416	2,074	625,490

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 県営林事業費			130,601
	1 県営林事業費		130,601
		木材生産事業費	130,601
合 計			130,601

追県第 9号議案

令和 5 年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,934,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,636,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		25,571,510	△ 7,934,831	17,636,679
	2 使用料及び手数料	2,328,852	△ 427	2,328,425
	3 財産収入	11,736,645	△ 8,238,416	3,498,229
	4 繰越金	1	303,687	303,688
	7 繰入金	1,770	325	2,095
歳 入 合 計		25,571,510	△ 7,934,831	17,636,679

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		25,571,510	△ 7,934,831	17,636,679
	1 公債費	10,822,779	△ 79,000	10,743,779
	2 広島港費	2,812,705	△ 461	2,812,244
	3 福山港費	302,744	359	303,103
	5 諸支出金	11,553,000	△ 7,855,729	3,697,271
歳 出 合 計		25,571,510	△ 7,934,831	17,636,679

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 港湾特別整備事業費			1,305,000
	2 広島港費		1,205,000
		臨海土地造成事業費	575,000
		荷役機械整備事業費	630,000
	3 福山港費		100,000
		荷役機械整備事業費	100,000
合計			1,305,000

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	10,927,600				10,927,600			
広島港整備事業	10,174,900	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	10,174,900	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	348,700	同	上	同上	同	上	同上	同
尾道糸崎港整備事業	163,900	同	上	同上	同	上	同上	同
地方港湾整備事業	240,100	同	上	同上	同	上	同上	同
合計	10,927,600				10,927,600			

追県第10号議案

令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）

令和5年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,912,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月19日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5,068,626	△ 155,691	4,912,935
	1 使用料及び手数料	2,851,864	△ 127,138	2,724,726
	2 国庫支出金	579,546	△ 159,898	419,648
	3 財産収入	19,598	△ 453	19,145
	5 繰越金	23,451	98,167	121,618
	6 諸収入	26,950	33,631	60,581
歳 入 合 計		5,068,626	△ 155,691	4,912,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		4,179,765	△ 150,832	4,028,933
	1 県営住宅事業費	4,179,765	△ 150,832	4,028,933
2 公債費		888,861	△ 4,859	884,002
	1 公債費	888,861	△ 4,859	884,002
歳 出 合 計		5,068,626	△ 155,691	4,912,935

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			444,940
	1 県営住宅事業費		444,940
		住宅建設費	444,940
合 計			444,940

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	570,500	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	570,500	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	570,500				570,500			

追県第11号議案

令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,724千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		568,241	△ 32,724	535,517
	1 繰越金	265,584	△ 31,672	233,912
	2 諸収入	302,657	△ 2,477	300,180
	3 繰入金	0	1,425	1,425
歳 入 合 計		568,241	△ 32,724	535,517

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		568,241	△ 32,724	535,517
	1 高等学校等奨学金	568,241	△ 32,724	535,517
歳 出 合 計		568,241	△ 32,724	535,517

追第12号議案

令和5年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(3)	年 間 患 者 数			
	入 院	205,667 人	1,721 人	207,388 人
	外 来	335,653 人	△ 41,631 人	294,022 人
(4)	一 日 平 均 患 者 数			
	入 院	562 人	5 人	567 人
	外 来	1,381 人	△ 171 人	1,210 人
(5)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	県 立 広 島 病 院 整 備 事 業	330,992 千円	△ 117,379 千円	213,613 千円
	機 械 器 具 及 び 備 品 整 備 費	833,078 千円	△ 194,662 千円	638,416 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	病 院 事 業 収 益	29,551,786 千円	△ 1,905,404 千円	27,646,382 千円
第1項	医 業 収 益	25,831,946 千円	△ 697,305 千円	25,134,641 千円
第2項	医 業 外 収 益	3,689,840 千円	△ 1,208,099 千円	2,481,741 千円
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	29,606,082 千円	57,150 千円	29,663,232 千円
第1項	医 業 費 用	29,143,362 千円	84,356 千円	29,227,718 千円
第2項	医 業 外 費 用	411,596 千円	△ 46,345 千円	365,251 千円

第3項 特別損失 51,124 千円 19,139 千円 70,263 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,284,013千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,284,013千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,908,307 千円	△ 309,416 千円	1,598,891 千円
第1項 企業債	1,221,000 千円	△ 362,000 千円	859,000 千円
第3項 負担金	646,846 千円	△ 282 千円	646,564 千円
第5項 補助金	0 千円	40,966 千円	40,966 千円
第6項 寄附金	0 千円	11,900 千円	11,900 千円
支出			
第1款 資本的支出	3,236,818 千円	△ 353,914 千円	2,882,904 千円
第1項 建設改良費	1,277,705 千円	△ 353,914 千円	923,791 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「1,221,000千円」を「859,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「13,948,242千円」を「14,398,626千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「2,403,689千円」を「1,228,971千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条本文中「9,148,000千円」を「8,893,000千円」に改める。

令和6年2月19日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追第13号議案

令和5年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	土 地 売 却			
	土 地 売 却 収 益	924,880 千円	4,908,066 千円	5,832,946 千円
	本 郷 地 区	42,040 m ²	233,270 m ²	275,310 m ²
	安 浦 地 区	0 m ²	5,902 m ²	5,902 m ²
(2)	土 地 造 成 事 業			
	土 地 造 成 事 業 費	328,411 千円	△ 48,799 千円	279,612 千円
	箕 島 地 区 土 地 造 成	202,911 千円	△ 1,600 千円	201,311 千円
	本 郷 地 区 土 地 造 成	53,000 千円	△ 47,199 千円	5,801 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	土 地 造 成 事 業 収 益	978,750 千円	4,961,937 千円	5,940,687 千円
第1項	営 業 収 益	924,880 千円	4,908,066 千円	5,832,946 千円
第2項	営 業 外 収 益	53,870 千円	7,627 千円	61,497 千円
第3項	特 別 利 益	0 千円	46,244 千円	46,244 千円
支 出				
第1款	土 地 造 成 事 業 費 用	901,043 千円	3,359,646 千円	4,260,689 千円
第1項	営 業 費 用	823,087 千円	3,358,502 千円	4,181,589 千円
第2項	営 業 外 費 用	76,956 千円	1,144 千円	78,100 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6,065,834千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36千円、繰越工事資金 4,302千円、過年度分損益勘定留保資金 299,174千円、当年度分損益勘定留保資金 4,082,360千円及び当年度利益剰余金処分額 1,679,962千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	5,927,304 千円	△ 5,302,526 千円	624,778 千円
第1項 出 資 金	5,902,923 千円	△ 5,278,146 千円	624,777 千円
第2項 受 託 金	24,380 千円	△ 24,380 千円	0 千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,763,791 千円	△ 73,179 千円	6,690,612 千円
第1項 土 地 造 成 費	328,411 千円	△ 48,799 千円	279,612 千円
第2項 受 託 工 事 費	24,380 千円	△ 24,380 千円	0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第6条列記中職員給与費「85,652千円」を「86,989千円」に改める。

令和6年2月19日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追第14号議案

令和5年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業				
太田川流域下水道建設事業	1,060,247千円	△	366,207千円	694,040千円
芦田川流域下水道建設事業	1,590,531千円	△	320,447千円	1,270,084千円
沼田川流域下水道建設事業	285,444千円	△	148,552千円	136,892千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 流域下水道事業収益	10,704,392千円	△	680,904千円	10,023,488千円
第1項 営業収益	7,240,879千円	△	736,705千円	6,504,174千円
第2項 営業外収益	3,463,513千円		35,233千円	3,498,746千円
第3項 特別利益	0千円		20,568千円	20,568千円
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	10,698,171千円	△	578,009千円	10,120,162千円
第1項 営業費用	10,485,195千円	△	601,526千円	9,883,669千円
第2項 営業外費用	209,976千円		23,517千円	233,493千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 716,639千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 17,615千円、過年度分損益勘定留保資金 487,092千円及び当年度分損益勘定留保資金 211,932千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	3,408,187 千円	△ 714,893 千円	2,693,294 千円
第1項 企 業 債	766,300 千円	△ 215,900 千円	550,400 千円
第2項 補 助 金	1,978,444 千円	△ 295,471 千円	1,682,973 千円
第3項 工 事 負 担 金	663,442 千円	△ 203,522 千円	459,920 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	4,245,139 千円	△ 835,206 千円	3,409,933 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,936,222 千円	△ 835,206 千円	2,101,016 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「766,300千円」を「550,400千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「234,064千円」を「338,643千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「1,517,448千円」を「1,670,212千円」に改める。

令和6年2月19日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦